

(社)日本地すべり学会中部支部

ボランティア・ティチャー派遣制度に関する運営要領

(目的)

- ・支部の社会貢献活動の一環として防災啓発・防災教育の重要性を認識し、土砂災害に関連した支部会員の知識を地域社会、教育現場へ普及し、地域の防災力向上に寄与することを目的とする。

(ボランティア・ティーチャーへの登録方法)

- ・講師希望者は、「ボランティア・ティチャー登録用紙」(以下、登録用紙と記載)に必要事項を記入し、受付窓口(メールアドレス、ファックス番号)へメール・FAXにて送信する。
- ・(社)日本地すべり学会中部支部(以下、支部と記載)は、受け付けた登録用紙の内容に基づき、登録者名簿を作成し、希望者に対して登録証を発行する。
- ・登録用紙は、公式ホームページからダウンロードするか、支部が主催する各種イベント時に配布する。

(ボランティア・ティチャー派遣依頼の申し込み方法)

- ・ボランティア・ティーチャーの派遣を希望する者(以下、依頼者と記載)は、「ボランティア・ティーチャー派遣申込書」(以下、申込書と記載)に必要事項を記入し、派遣希望日の2ヶ月前までに受付窓口(メールアドレス、ファックス番号)へメール・FAXにて送信する。
- ・申込書は、公式ホームページからダウンロードするか、支部が主催する各種イベント時に配布する。

(派遣実施に向けた調整)

- ・支部は、受け取った申込書の内容に基づき、派遣可能なボランティア・ティーチャーを選定し、派遣実施に向けた調整を行う。
- ・調整の結果、派遣実施が困難な場合には、依頼者に対してその旨を連絡する。

(講演内容)

- ・ボランティア・ティーチャーは、講演可能なテーマをあらかじめ公開し、依頼者側が選択する。
- ・なお将来的には、ボランティア・ティーチャーの専門分野にもとづいて、依頼者側が希望するテーマでの派遣実施ができるよう協議していく。

(派遣条件)

- ・原則として、受講者数が30名以上の講演会を対象とする。
- ・講演時間は、60分～120分とする。
- ・現地見学を伴う講演会等は、対象としない。
- ・派遣地域や派遣日時、および交通費の有無に関しては、ボランティア・ティーチャーが可能な条件を決定し、支部は公式ホームページ上でその内容を公表する。
- ・講演会の案内や会場準備（使用機器を含む）等は、依頼者側が実施する。

(費用負担)

- ・ボランティア・ティーチャーの派遣料は無料とする。
- ・派遣にかかるボランティア・ティーチャーの交通費は、実費を依頼者側に負担してもらう。ただし、ボランティア・ティーチャーが費用負担を希望しない場合は、無料とできる。

(派遣実施時の注意事項)

- ・ボランティア・ティーチャーは、講演会を実施する際に必ず登録証を身につける。

(派遣実施報告)

- ・講演会を終えたボランティア・ティーチャーは、「派遣実施報告書」を支部に提出する。
- ・講演会を終えた依頼者は、実施状況の写真を添付した「講演会実施報告書」を支部に提出する。
- ・「派遣実施報告書」および「講演会実施報告書」は、公式ホームページ上で公開することを前提として、あらかじめ支部で準備したものを使用する。

(CPD 証明書の発行)

- ・「派遣実施報告書」を支部に提出したボランティア・ティーチャーに対し、支部はすみやかに CPD 証明書を発行する。

(運営要領の変更について)

- ・ボランティア・ティーチャー派遣制度に関する運営要領は、幹事会で協議し変更することができる。

2010 年 9 月 1 日